平成２６年（フ）第２６６５号
大阪市西区九条１丁目24番８号
破産者　大住　克也
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５１号
大阪府豊中市東寺内町16番10―103号
破産者　井上　満喜
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６４号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1109号
破産者　田中　俊枝
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５６号
大阪市東淀川区北江口２丁目10番１号　第３マンション北102号
破産者　髙田商店こと　髙田　敏夫
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２６号
大阪府東大阪市荒本新町８番30―703号
破産者　植森　公彦
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２４号
福岡市中央区大宮１丁目１番18―602号、開始決定時の住所福岡市中央区高砂１―16―31ドリームステイ天神南グラースⅠ―206
破産者　吉永　直樹
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６２号
神戸市中央区花隈町27番５―106号、従前の住所神戸市灘区高羽町１丁目２番11―304号
破産者　大山　朋子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市広畑区則直35番地６
破産者　鍋倉工務店こと　鍋倉　末盛
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９号
北九州市八幡西区大字野面750番地１　605号、前住所福岡県直方市大字感田2484番地13
破産者　林　　新二
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４３２号
北九州市小倉北区西港町123番地19
破産者　小林真一郎
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９２号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地１ハーレーハイツＥ棟、前住所鹿児島県鹿屋市野里町3485番地４
破産者　永田　　健
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７５４号
京都市右京区西院追分町４番地16
破産者　成和工業こと成山理宇こと　成　　理宇
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
奈良市北永井町365番地　コージーコート北永井303号、開始決定時の住民票上の住所奈良市出屋敷町143番地の３
破産者　山岡　要之
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３３号
奈良市押熊町691番地の１　県住平城団地１―305号
破産者　池堂　徹哉
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
徳島県三好郡東みよし町加茂3944番地、前住所高知県高知市上町１丁目10番15号
破産者　長岡　修平
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１９５号
愛媛県松山市桑原４丁目12―45　グラン・アール東雲206号、住民票上の住所愛媛県今治市町谷甲302番地７
破産者　西村　裕介
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部